

| 旧 | | 新 | |
|---------|--|------|--|
| P. 1, 2 | <p>第1章 総 則</p> <p>2. 水道事業等の定義、図一水道法規制範囲</p> | P. 1 | <p>第1章 総 則</p> <p>2. 水道事業等の定義、図一水道法規制範囲 <u>1ページにまとめる</u></p> |
| P. 5 | <p>第2章 指定給水装置工事事業者</p> <p>(指定の取り消し)</p> <p>法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するとき。(関連：指定工事事業者規定第8条)</p> | P. 5 | <p>第2章 指定給水装置工事事業者</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p><u>(1) 第25条の3(指定の基準)第1項各号に適合しなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 第25条の4(給水装置工事事業者)第1項又は第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 第25条の7(変更の届出等)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 第25条の8(事業の基準)に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</u></p> <p><u>(5) 第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会)の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</u></p> <p><u>(6) 第25条の10(報告又は資料の提出)の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</u></p> <p><u>(7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</u></p> <p><u>(8) 不正の手段により第16条の2(給水装置工事)第1項の指定を受けたとき。</u></p> |

| | | | |
|-------|--|-------|---|
| P. 7 | <p>第3章 給水装置の構造及び材質と認証制度 (規定の吐水口空間) 越流面から吐水口中心までの垂直距離 A (表中右欄)</p> | P. 8 | <p>第3章 給水装置の構造及び材質と認証制度 (規定の吐水口空間) 越流面から吐水口<u>最下端</u>までの垂直距離 A (表中右欄)</p> |
| P. 15 | <p>第4章 給水装置の基本計画 1) 一戸建て等における同時使用水量の算定方法 ア 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法 (給水用具数が30栓以下の戸建て住宅及び事務所ビル等の場合) 同時に使用する給水用具数を表4.3.1から求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の吐水量を足し合わせて同時使用水量を決定する。給水用具を設定するにあたり使用頻度の高いもの(台所、洗面所等)を含めること。給水用具の種類別吐水量は表4.3.3のとおりである。 なお、複数の戸別住宅全体の同時使用戸数については表4.3.5より求める</p> | P. 14 | <p>第4章 給水装置の基本計画 (1) 一戸建て等における同時使用水量の算定方法 ア 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法 同時に使用する給水用具数を表4.3.1から求め、任意に同時に使用する<u>末端</u>給水用具を設定し、設定された末端給水用具の吐水量を足し合わせて同時使用水量を決定する。<u>同時に使用する末端給水用具の設定にあたっては、使用水量の多いもの、使用頻度の高いもの(台所、洗面所等)を含めて設定する。</u> <u>学校や駅の手洗所のように同時使用率の極めて高い場合には、手洗器、小便器、大便器等、その用途ごとに表4.3.1を適用して合算する。</u> <u>一般的な給水用具の種類別吐水量は、表4.3.2のとおりである</u> イ 標準化した同時使用水量により求める方法 給水用具の数と同時使用水量との関係についての標準値から求める方法である。次式のように給水装置内のすべての給水用具の個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を給水用具の総数で割ったものに同時使用水量比(表4.3.4)を乗じて求める。 $\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} / \text{給水用具数} \times \text{同時使用水量比}$ P. 16 (2) 集合住宅等における同時使用水量の算定方法 ア 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法 1戸の使用水量については、表4.3.1、表4.3.2又は表4.3.4を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数は、給水戸数と同時使用戸数率(表4.3.5)により同時使用戸数を定め同時使用水量を求める。</p> |

| | | | |
|---------------------------|---|--|---|
| <p>P. 17</p> <p>P. 18</p> | <p>イ 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法 (給水用具数が31栓以上の事務所ビル等の場合) 水用具給水負荷単位により使用水量を算定する。 給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込み給水流量を単位化したもので、同時使用水量の算出は表 4.3.6 の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図 4.3.1 の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める。</p> <p>ウ 3階直結直圧式及び直結増圧式の共同住宅における計画使用水量の算定方法 「(財) ベターリビング優良住宅部品認定基準 (BL基準)」により算出する。 【BL基準による算定式】 $Q = 4.2 N^{0.33}$ (10戸未満) Q : 瞬間最大給水量 (ℓ/min) $Q = 1.9 N^{0.67}$ (10戸以上600戸未満) N : 戸数</p> | <p>P. 16</p> <p>P. 16</p> <p>P. 18</p> | <p><u>イ 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</u> <u>10戸未満</u> $Q = 4.2 N^{0.33}$ <u>10戸以上 600戸未満</u> $Q = 1.9 N^{0.67}$ <u>Q : 同時使用水量 (ℓ/分) N : 戸数</u></p> <p><u>ウ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</u> <u>1～ 30人</u> $Q = 26 P^{0.36}$ <u>31～ 200人</u> $Q = 13 P^{0.56}$ <u>201～2000人</u> $Q = 6.9 P^{0.67}$ <u>Q : 同時使用水量 (ℓ/分) P : 人数 (人)</u></p> <p>(3) 一定規模以上の給水用具を有する<u>集合住宅、事務所ビル等</u>における同時使用水量の算定方法 給水用具給水負荷単位により使用水量を算定する。 給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したもので、同時使用水量の算出は、表 4.3.6 の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、<u>図 4.3.2</u> の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める。</p> <p><u>2) 直結増圧式給水の計画使用水量</u> <u>直結増圧式給水を行うに当たって同時使用水量を適正に設定することは、適切な給水管口径の決定及び増圧給水設備 (直結加圧型ポンプユニット) の適正容量の決定に不可欠である。</u> <u>同時使用水量の算定に当たっては、</u> <u>ア 給水用具種類別吐水量とその同時使用率を考慮した方法</u></p> |
|---------------------------|---|--|---|

| | | | |
|---------------------------|--|---------------------------|---|
| <p>P. 18</p> <p>P. 32</p> | <p>※ワンルームマンションの場合は、BL法による瞬時最大給水量の65%を見込むものとする。</p> <p>(2) 貯水槽式給水の計画使用水量</p> <p>計画一日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・人員(表4.3.8)を用い使用実態などを十分考慮して決定すること。貯水槽への単位時間当たりの給水量は、1日当りの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。</p> <p>(計画一日使用水量算定方法)</p> <p>①使用人員から算出する方法</p> <p>一人1日当りの使用水量 × 使用人員</p> <p>②使用人員がわからない場合</p> <p>単位床面積当り使用水量 × 延べ床面積</p> <p>③使用実績による積算</p> <p>表に無い業態の場合は、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を利用して算出する。</p> <p>第5章 給水装置の実施設計</p> <p>1. 直結直圧式</p> <p>1. 1 適用要件</p> <p>(3) 分岐対象配水管</p> | <p>P. 18</p> <p>P. 28</p> | <p>(表4.3.1～表4.3.4)</p> <p><u>イ 居住戸数又は居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法(図4.3.1)</u></p> <p><u>ウ 空気調和・衛生工学便覧を参考にする方法(表4.3.7)</u></p> <p>2. 受水槽式給水の計画使用水量</p> <p><u>受水槽容量は、計画一日使用水量の4/10～6/10程度が標準である。</u></p> <p><u>受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量となる。</u></p> <p><u>計画一日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員(表4.3.7)を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。</u></p> <p>(計画一日使用水量算定方法)</p> <p>①使用人員から算出する方法</p> <p>一人1日当りの使用水量(表4.3.7) × 使用人員</p> <p>②使用人員が把握できない場合</p> <p>単位床面積当り使用水量(表4.3.7) × 延床面積</p> <p>③使用実績による積算</p> <p><u>表4.3.7に明記されていない業態などについては、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出する。</u></p> <p>第5章 給水装置の実施設計</p> <p>1. 直結直圧式</p> <p>1. 1 適用要件</p> <p>(3) 分岐対象配水管</p> |
|---------------------------|--|---------------------------|---|

| | | | |
|--------------|---|--------------|---|
| <p>P. 33</p> | <p>分岐可能な配水管の口径は 300 mm以下とする。</p> <p>2. 直結増圧式</p> <p>2. 1 適用要件</p> <p>(3) 分岐対象配水管</p> <p>分岐可能な配水管は口径 50 mm以上 300 mm以下とする。</p> | <p>P. 29</p> | <p>分岐可能な配水管の口径は 250 mm未満とする。<u>ただし、分岐可能な配水管が近くにない等市長が認める場合はこの限りではない。</u></p> <p>2. 直結増圧式</p> <p>2. 1 適用要件</p> <p>(3) 分岐対象配水管</p> <p>分岐可能な配水管は口径 50 mm以上 <u>250 mm未満</u>とする。<u>ただし、分岐可能な配水管が近くにない等市長が認める場合はこの限りではない。</u></p> |
| <p>P. 33</p> | <p>2. 3 設 計</p> <p>(計画使用水量の決定)</p> <p>①専用住宅</p> <p>同時使用率を考慮した給水用具数から算出する。</p> <p>②共同住宅</p> <p>BL 基準により算出する。</p> <p>③共同住宅以外</p> <p>給水用具負荷単位又は同時使用率を考慮した給水用具数から算出する (但し給水用具数が 30 栓以下であること)。</p> <p>④共同住宅と共同住宅以外が混在する場合</p> <p>共同住宅は BL 基準により、共同住宅以外については給水用具負荷単位又は同時使用率を考慮した給水用具数から算出し、水量を合算する。</p> <p>なお①～④によりがたいときは、施設の実態に応じた算定をおこなう。</p> | <p>P. 30</p> | <p>2. 3 設 計</p> <p>(計画使用水量の決定)</p> <p>① <u>給水用具種類別吐水量とその同時使用率を考慮して算出する。</u></p> <p>② <u>居住戸数又は居住人数から同時使用水量を予測して計算する。</u></p> <p>③ <u>空気調和・衛生工学便覧を参考にする。</u></p> <p><u>各計算方法の特徴を熟知した上で、使用実態に応じた方法を選択すること。</u></p> |

| | | | |
|--------------|---|--------------|--|
| <p>P. 36</p> | <p>第6章 給水装置工事の施工</p> <p>1. 2 給水管の分岐</p> <p>(5) 口径300mm以上の配水管又は特に市長が指定した配水管から給水管の分岐はできない。</p> <p>(7) ダクタイル鋳鉄管の配水管より取り出しを行う場合は、貫通部に「密着型コア」を取り付けなければならない。</p> <p>(8) 道路内において配水管、ガス管、下水管等と並列若しくは交差して給水管を敷設する場合は、30cm以上の間隔をあけること。</p> <p>(9) 給水管は、污水管、污水枘、便槽、給油管等から遠ざけて敷設すること。</p> <p>(10) 給水管が側溝等を横断する場合は、原則として側溝の下側を横断して敷設する。</p> <p>側溝等の上越しで布設する場合、埋設深度が60cm以上確保できない場合、また構造物の中を貫通配管する場合は強固な鞘管を使用する。</p> | <p>P. 32</p> | <p>第6章 給水装置工事の施工</p> <p>1. 2 給水管の分岐</p> <p>(5) 口径<u>250mm</u>以上の配水管又は特に市長が指定した配水管から給水管の分岐はできない。<u>ただし、分岐可能な配水管が近くにない等市長が認める場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(7) 分岐穿孔工事は、管種（硬質塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、水道配水用ポリエチレン管等）によって、穿孔機を選定すること。</u></p> <p><u>(8) ダクタイル鋳鉄管の配水管より取り出しを行う場合は、貫通部に「密着型コア」を取り付けなければならない。</u></p> <p><u>(9) 道路内において配水管、ガス管、下水道管等に隣接して給水管を敷設する場合において、並列して敷設する場合は、30cm以上の間隔をあけ、交差して敷設する場合は、10cm以上の間隔をあけること。なお、これによりがたい場合は別途協議すること。</u></p> <p><u>(10) 給水管は、污水管、污水枘、便槽、給油管等から遠ざけて敷設すること。</u></p> <p><u>(11) 給水管が水路等を横断する場合は、原則として水路等の下に設置すること。やむを得ず水路等を上越しして設置する場合には、高水位（H.W.L）以上の高さに設置し、さや管等により、防護措置を講じること。なお、さや管については、給水管の耐用年数に準じた金属製の管種を標準とする。</u></p> <p><u>また、工事着手前の設計の段階で、水路等の管理者（土地改良区、国、県、市等）と協議を行い、許可を得てから給水装置工事の申請を行うこと。</u></p> |
| <p>P. 36</p> | <p>2. 給水管の埋設深さ</p> <p>給水管の埋設深さは、宅地内においては30cm以上、道路内においては80cm以上とする。ただし<u>配水管の深度が80cm以下</u>の場合、又は道路管理者等から特に指示があった場合は、別途協議する。</p> | <p>P. 33</p> | <p>2. 給水管の埋設深さ</p> <p>給水管の埋設深さは、宅地内においては30cm以上、道路内においては80cm以上とする。ただし<u>深度が80cm未満</u>の場合、又は道路管理者等から特に指示があった場合は、別途協議する。</p> |

| | | | |
|--------------|---|--------------|---|
| <p>P. 37</p> | <p>3. 水道メーターの設置及び保護</p> <p>④ メーターボックスは、検針・取り替え作業が容易にできる大きさとし、メーター口径が 40 mm 以下の場合は鋳鉄製（F C D）とし、耐荷重仕様のものを用い、コンクリート製の底板を用いて保護する。口径 50 mm 以上の場合はコンクリートブロック、現場打ちコンクリート又は鋳鉄製等とし、上部に小窓つきの鉄蓋を設置した構造とする。</p> | <p>P. 33</p> | <p>3. 水道メーターの設置及び保護</p> <p>④ メーターボックスは、検針・<u>取替</u>作業が容易にできる大きさとし、メーター口径が 40 mm 以下の場合は鋳鉄製（F C D）とし、<u>原則</u>として耐荷重仕様のものを用い、コンクリート製の底板を用いて保護する。口径 50 mm 以上の場合はコンクリートブロック、現場打ちコンクリート又は鋳鉄製等とし、上部に小窓つきの鉄蓋を設置した構造とする。</p> |
| <p>P. 37</p> | <p>4. 止水栓・逆止弁・仕切弁の設置</p> <p>① 25 mm 以下の取り出しについては、メーターボックス内に直結止水栓（伸縮型ボール式）を設置する。</p> <p>③ 30 mm 及び 40 mm の取り出しの場合は、メーターボックス内に直結止水栓（伸縮型ボール式）を設置するほか、第 1 止水栓（ボール止水栓）を設置する。</p> <p>④ 口径 50 mm 以上のメーターを設置する場合は、第 1 止水栓としてソフトシール仕切弁を設置し、メーター手前に青銅製バルブを設置する。</p> <p>⑥ 40 mm 以上のメーターを設置する場合は、メーター先にバルブ又は逆止弁を設置する。</p> <p>⑦ 宅地造成等で道路内にバルブを設置する場合は、40 mm 以下はボール式止水栓、50 mm 以上はソフトシール仕切弁を設置し、40 mm 以下には公道用のバルブボックスを、50 mm には仕切弁ボックスを設置する。</p> | <p>P. 33</p> | <p>4. 止水栓・逆止弁・仕切弁の設置</p> <p>① 25 mm 以下の取り出しについては、メーターボックス内に直結止水栓（<u>逆止弁付伸縮型ボール式・ハンドル脱着式</u>）を設置する。</p> <p>③ 30 mm 及び 40 mm の取り出しの場合は、メーターボックス内に直結止水栓（<u>逆止弁付伸縮型ボール式</u>）を設置するほか、第 1 止水栓（ボール止水栓）を設置する。</p> <p>④ <u>50 mm 以上</u>のメーターを設置する場合は、第 1 止水栓としてソフトシール仕切弁を設置し、メーター手前に青銅製バルブ<u>またはボール止水栓</u>を設置する。<u>ただし、メーター手前の青銅バルブまたはボール止水栓は、第 1 止水栓と近接する等、維持管理上支障ないと判断される場合、設置の必要はない。</u></p> <p><u>なお、給水管に水道用ポリエチレン二層管を使用した場合は、第 1 止水栓としてボール止水栓を設置する。</u></p> <p>⑥ 40 mm 以上のメーターを設置する場合は、メーター先に<u>青銅製バルブまたはボール止水栓もしくは逆止弁</u>を設置する。</p> <p>⑦ 宅地造成等で道路内にバルブを設置する場合は、40 mm 以下は<u>ボール止水栓</u>、50 mm 以上はソフトシール仕切弁を設置し、40 mm 以下には<u>公道用ボックス</u>を、50 mm には仕切弁ボックスを設置する。<u>ただし、50mm の水道用ポリエチレン二層管を使用した場合は、ボール止水栓を設置し、仕切弁ボックスを設置する。</u></p> |

| | | | |
|--------------|---|--------------|---|
| <p>P. 37</p> | <p>5. 給水管の配管</p> <p>①配水管からの分岐部に使用する材料は下記のとおりとする。</p> <p>○40 mm以下の取り出しはボール式サドル分水栓を使用する。</p> <p>○50 mmの取り出しは不断水丁字管、またはボール式サドル分水栓を使用する。 ボール式サドル分水栓は取り出す配水管の径が100mm以上の管に使用する。</p> <p>②道路横断部及び道路縦断部の給水管については、下記のとおりとする。</p> <p>○口径50mm以上、75mm以下についてはダクタイル鋳鉄管（耐震継手構造のもの）又は硬質塩ビ管（RRロング継手）又はポリエチレン管（電気融着継ぎ手）を使用する。</p> <p>○100mm以上についてはダクタイル鋳鉄管（耐震継ぎ手構造のもの）又はポリエチレン管（電機融着継ぎ手）を使用する。</p> <p>③ 直結止水栓の上流側にステンレス製フレキシブル継手を使用する。</p> | <p>P. 34</p> | <p><u>なお、道路法が適用される道路にバルブを設置する場合は、配管に極力凹凸ができないよう配管し、土被り600mm以上確保する。公道用ボックスには、下部壁を使用し施工する。</u></p> <p>5. 給水管及び給水用具の指定等</p> <p>① 配水管からの分岐部に使用する材料は下記のとおりとする。<u>（表 6.5.1）</u></p> <p>○40 mm以下の取り出しはボール式サドル付分水栓を使用する。 <u>ただし、取り出しする口径および取り出す配水管の口径・管種に応じて、不断水丁字管を使用する。</u></p> <p>○50 mmの取り出しは不断水丁字管、またはボール式サドル付分水栓を使用する。ボール式サドル付分水栓は、<u>取り出す配水管の口径が、ダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管は75mm以上、硬質塩化ビニル管においては100mm以上の管に使用する。</u></p> <p>② 道路横断部及び道路縦断部の給水管の<u>管種</u>については、下記のとおりとする。</p> <p>○50mmについては、<u>水道配水用ポリエチレン管（電気融着継手）又は水道用ポリエチレン二層管を使用する。</u></p> <p>○75mm以上については、<u>ダクタイル鋳鉄管（耐震継手構造のもの）又は水道配水用ポリエチレン管（電気融着継手）を使用する。</u></p> <p>③ 直結止水栓の上流側にステンレス製フレキシブル継手<u>（耐震強化型）</u>を使用する。</p> |
|--------------|---|--------------|---|

| | | | |
|--------------|---|--------------|---|
| <p>P. 38</p> | <p>7. 道路の占用、掘削及び復旧</p> <p>③ 道路内の埋戻しは、水道課又は道路管理者等が指定した土砂を用いること。</p> <p>⑦ 舗装道路等の本復旧工事は、道路管理者等の指示に従い埋戻し完了後速やかに行うこと。本復旧が速やかにできないときは、道路管理者等の承諾を得て仮復旧工事を行う。</p> <p>第7章 申請手続等</p> <p>2. 完了検査</p> | <p>P. 35</p> | <p>7. 道路の占用、掘削及び復旧</p> <p>③ 道路内の埋戻しは、<u>山砂及び再生クラッシャーラン</u>又は道路管理者等が指定した土砂を用いること。</p> <p><u>・山砂の締固めは水締めを原則とする。</u></p> <p><u>・再生クラッシャーランの締固めの一層当りの仕上げ厚さは最大20cmとする。</u></p> <p><u>・掘削時の発生土が良質土(砂・砂質系)の場合は、埋戻しに流用可能な場合があるので、水道課と協議すること。</u></p> <p>⑦ 舗装道路等の本復旧工事は、道路管理者等の指示に従い、<u>行うこと</u>。本復旧が速やかにできないときは、道路管理者等の承諾を得て仮復旧工事を行う。</p> <p>第7章 申請手続等</p> <p>2. 完了検査</p> |
| <p>P. 40</p> | <p>5 給水装置工事申し込み後、申請内容に変更等が生じたときは、速やかに市と協議を行い、必要書類を完了検査前までに提出し完了検査を受けなければならない。</p> | <p>P. 37</p> | <p>5 給水装置工事申し込み後、申請内容に変更等が生じたときは、速やかに市と協議を行い、必要書類を完了検査前までに提出し完了検査を受けなければならない。<u>ただし、申請内容の軽微な変更であるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、軽微な変更とは、表4.5.2に示すメーター口径毎に定めた給水栓数以内の給水栓の増減、メーター下流側の管種・口径の変更を伴わない配管ルートの変更とする。</u></p> <p>給水装置工事 提出書類一覧</p> <p>完工届</p> <p>(3) 完工写真(給水管新設引き込みのとき) 1部</p> <p>公道部写真添付</p> <p>1. 着工前</p> |
| | | <p>P. 39</p> | |

| | | | |
|-------|-----------------------|-------|---|
| P. 42 | 別紙 1 給水装置工事申し込み書申請書 | | 2. 掘削状況 |
| P. 43 | (裏面) | P. 40 | 3. 埋戻状況 |
| | | P. 41 | 4. 水圧テスト |
| | | | <u>【別紙 1】 給水装置工事申込書、承認願</u> |
| P. 44 | 別紙 2 | | (裏面) |
| P. 47 | 別紙 4 給水装置工事 提出書類一覧 | | 5. 敷地、建物の形状等により、やむを得ず市の指定する位置にメーターを |
| P. 48 | 別紙 5 給水装置の維持管理に関する同意書 | | 設置できない場合、または管理用メーターを設置しない集合住宅等の場合は、 |
| P. 49 | 別紙 6 給水装置廃止届 | | 第 1 止水栓を設置し、第 1 止水栓より下流の給水管の維持管理は、私の責任に |
| | | | おいて処置いたします。 |
| | | P. 42 | <u>【別紙 2】 給水装置工事完了届、検査願</u> |
| | | | (削除) |
| | | P. 45 | <u>【別紙 4】 給水装置の維持管理に関する同意書</u> |
| | | P. 46 | <u>【別紙 5】 給水装置廃止届</u> |
| | 第 8 章 給水装置の設計・水理計算 | | 第 8 章 給水装置の設計・水理計算 |
| P. 50 | 直結増圧式 | P. 47 | 1. 直結式 (一般住宅平屋建て) の口径決定 |
| P. 54 | 直結式 (一般住宅 3 階建) の口径決定 | P. 48 | 2. 直結式 (一般住宅 3 階建て) の口径決定 |
| P. 56 | 直結式 (集合住宅) の口径決定 | P. 49 | 3. 直結式 (共同住宅) の口径決定 |
| P. 58 | 直結式 (連合栓) の口径決定 | P. 51 | 4. 直結式 (多分岐給水装置) の口径決定 |

| | | | |
|-------|-----------------------|-------|----------------------|
| P. 60 | 直結式（給水栓が3 1 栓以上）の口径決定 | P. 52 | 5. <u>受水槽式</u> の口径決定 |
|-------|-----------------------|-------|----------------------|

給
水
装
置
工
事
設
計
施
工
基
準

(2019年4月) 新旧対照表